

パートナーシップ宣誓により利用可能となる行政サービス		パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス	
制度・サービス	内 容	制度・サービス	内 容
住民票の登録（続柄の選択）	同一世帯のパートナーの住民票上の続柄を「同居人」又は「縁故者」から選択することができる。	住民票の届出、交付申請	同一世帯のパートナーの住民異動の届出、交付申請を委任状なしですることができる。
税関係の証明書の発行	同一世帯のパートナーは、委任状なしで税関係の証明書の発行を請求することができる。 ※ただし、パートナー分のみ	戸籍の届出（死亡届のみ）	同一世帯のパートナーは、死亡届の届出人になることができる。
固定資産課税台帳の閲覧・縦覧	同一世帯のパートナーは、委任状なしで閲覧および縦覧することができる。 ※ただし、パートナー分のみ	こども園への送迎	事前に連絡があればパートナーの方も送迎することができる。
軽自動車税の減免申請	障がい者と生計を一にするパートナーが所有し、障がい者自ら使用する軽自動車等、又は、障がい者と生計を一にするパートナーが障がい者のために使用する軽自動車等について、減免申請することができる。 ※軽自動車等の使用目的や障がいの程度等一定の要件を満たす場合に限る	学童保育への送迎	事前に連絡があればパートナーの方も送迎することができる。
公営住宅の入居申込	同一世帯のパートナーとの入居申請（入居資格あり）ができる。	町立病院での病状説明・同意事項	町立病院での病状説明同席や各種同意などができる。
サ高住入居申込	同一世帯のパートナーとの入居申請（入居資格あり）ができる。	町立病院での面会	町立病院での面会ができる。
こども園の利用	パートナーの方が保護者として申請できる。 必要な書類の続柄欄に「パートナー」と記載することができる。	救急搬送時の説明・救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に説明を受けたり同乗することができる。
学童保育の利用	パートナーの方が保護者として申請できる。 必要な書類の続柄欄に「パートナー」と記載することができる。		